

C-30

捕獲事件記録

書 記	檢 察 官	擔 任 評 定 官	拿 捕 船 名		事 件 番 號	受 理 年 月 日
			英國汽船	ベンネビス號		
小 木 以 武 富	立 崎	水 嶋	拿 捕 船 長	及 指 揮 官	拿 捕 船 部 隊	佐 世 保 捕 獲 審 檢 所
昭 和 十 七 年 七 月 三 日	昭 和 十 七 年 七 月 三 日	昭 和 十 七 年 七 月 三 日	オ イ ス ウ イ ル ソ ン	第 一 水 雷 隊 海 軍 豫 備 中 尉 河 合 孝 道		
昭 和 十 七 年 八 月 三 十 一 日	昭 和 十 七 年 八 月 三 十 一 日	昭 和 十 七 年 八 月 三 十 一 日				

佐捕第十九號

昭和拾七年參月拾壹日

乙 一 二 九

佐捕甲第一〇四號

佐捕甲第一〇六號

昭和拾七年八月廿九日

浦 四 六 七 九 號

昭和拾七年九月拾四日

浦 〇 七 一 五

在案友担任評定友控名簿通知

ヲ以テ事件受理ノ件内閣ノ報告済

ヲ以テ一七七十担任変更旨武富評定官ニ通知

ヲ以テ一七七十担任評定官変更旨檢察官ニ通知

昭和十七年七月二十日公署理ニ捕殺ト存定四年八月二十日確定

昭和十七年九月十日付長友ニ存定執り方通知

昭和十七年九月十日付長友ニ存定執り方通知

意注
一七〇三ニテ
終リ九度ノ報告済

三五九・二・二・二

領置物總目錄兼處分票

番 號	品 目	員 數	被 押 收 者 ノ 住 所 氏 名	押 收 目 録 ノ 等 丁 數	領 置 票		處 分	
					番 號	號		
一	國語教科書	一	船長 カノ、シイ、ウケルン		第一	二	號	
二	官制航海日誌	一	同					
三	船員名簿 及契約書	二	同					
四	健康証書	一	同					
					昭和	年	月	日

佐世保捕獲審檢所

三五九

			一 二	一 一	一 。
			消耗品目録	郵便物目録	國際海裁吃水 線許可書
			一 三	二	一
			同	同	同
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

佐世保捕獲審檢所

九	八	七	六	五	番 號
許可書 無線電信 証書	船舶検査 証書	出港証書	載貨目録	船荷証券	品 目
一	八	一	八	八	員 數
同	同	同	同	同	住 所 氏 名
					被 押 收 者 ノ
					丁 等 目 押 數 ノ 簿 收
					官 命 印 令
					命 令 要 旨
					處 理 顛 末
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

佐世保第三十八號ノ七 日本標準規格B列五號

文書ノ標目	丁数	備考
供述書	一	
拿捕船ベニススニ関る書類、併送付	二	
委託書	九	
受領書	一〇	
聴取書 (のれ持友友大塚也)	一一	
全 (デイ、エフ、エワート)	一四	
全 (チイ、ネイスミス)	一八	
全 (エフチ、マツクハーン)	二一	
全 (タルネー、ガードナー)	二四	
全 (デイ、デイ、ウイルソン)	二七	
調査書	三三	
意見書	三五	
公告掲載方署名控 (有林、ジャパン、タイムス)	三九	

目録

佐捕第三十号

番	品	目	員数	住所氏名	被押收者ノ	丁等目押 数ノ録收	官命 印令	命令 要旨	處理 顛末	分
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	
									昭和 年 月 日	

佐捕第三十号ノ二 日本標準規格B列五號

文書ノ標目

丁數備考

申請書(五ヶ高理方)
報告書(佐世保佐世保本道佐世保)
官報揚葉(佐世保佐世保佐世保)
執事時化地

三
三
三
三

日本標準規格B列四號

文書ノ標目

丁數備考

海南警備府機密第 二四號 / 一〇

昭和十七年 二月 十九日

海南警備府參謀長

佐安係捕獲審檢所長官殿

拿捕船、ベンスベスニ関ス書類一件送付

佐鎮機密第四九番電照會首題一件別紙(字)二有之

(別紙(字)添)

送



(長崎郵)

海軍

海軍

(此後三行)

海軍省軍務局局長殿

海軍省軍務局局長殿

海軍省軍務局局長殿

海軍省軍務局局長殿

昭和十一年二月十一日

海軍省軍務局局長殿



宣

軍極秘

海南教言備府機密第三〇號、二三六

昭和十一年二月十二日

海南教言備府参謀長

海軍省軍務局局長殿

海軍省軍務局局長殿

海軍省軍務局局長殿

有之

(別紙添)

(終)

船舶一般状況

拿捕汽船 ベンネビスハ英國クリスチンバード街三八

本船有スル英國法人ベンライン汽船會社所有

一九一八年英國ニ於テ建造シタル貨物船ニシテ船體機

關共ニ良能ニ在リ一般状況概要右部ノ如シ

(一)噸數 五三五六二噸

(二)全長幅員等 全長四〇〇呎 最大幅員五二呎

(三)連力 一〇五馬力

(四)機

1. 機械制式 直立三段膨脹ピストン式

2. 馬力 二一五四

3. 回転數 六六

4. 鑼制式 同鑼三鑼

五 燃 料
四 通 信 器
三 員 員

二 糧 食

一 兵 裝 衣

石炭現有量約五百噸
A 送信器一、受信器一
總員 五十八名
英人 三十名
不支那人 二十八名
米員用トシテ約六月分
生糧品約
二月分

上甲板後部ニ八種高角砲一及十種
砲一ノ着シ兩砲、強一藥包、共三行
船信器ヲ受ケタル際海中ニ投棄ス
外ニ小銃一挺及其子彈約五百發
ヲ有ス

水路圖誌

航海用海圖(全部一括)軍務局長官送付

二 載 貨

英海軍軍需品タル紐杖、藥料、藥
一 磁爆彈、信管、其他火工兵器類
三十五噸

二 合 手 捕 當 時 狀 況 (第一水雷隊)

十二月八日〇八一二北緯一七度三四分東經一三三度四四分、位置ニ於テ北二八度、東二二〇〇米ニ針路概不南ニテ航行中、汽船ヲ発見之ニ追迫。〇八三八北緯一七度四〇分東經一一三度三八分ニ於テ之ニ追及セリ。當時、天候、羊晴、風向東北、風力十三米、エナル。長濤アリ、直ニ同船、武裝ヲ檢セルニ後部ニ八種程度ノ備アリ、二門ヲ西復ヲシ、射撃ヲ能ハシキヲ認メザリ、以テ漸次、近接、無線、運用、禁止ヲ命セリ。
海面上、短艇、冰道、困難、ナリ、之ヲ先ニ第一水雷隊

司令官の該高船知令手捕スベキ旨の請ニテ通達アリ
 此ニ異議ナク直ニ續行ノ事ナリ
 十二月九日一三〇〇海上平隠トナリ以テ令手捕隊員
 ヲ派遣シ船之ヲ海南島榆林ニ回航セシメタリ
 三、押収船舶書類目録

- ① 船舶國籍證書 (Certificate of British Registry)
- ② 公式航海日記 (Official Log-Book)
- ③ 海員名簿 (Agreement and List of the Crew)
- ④ 船荷證書 (Bill of Lading)
- ⑤ 載貨目録 (Manifest)
- ⑥ 出港證書 (Port Clearance)
- ⑦ 船舶検査證書 (Flagship Registration of Shipping)
- ⑧ 無線電信許可書 (Safety Radiogram Certificate)

④ 貨物積載量許可書

(International Tonnage Certificate)

⑤ 健康證書

(Way Bill for Strait Settlement)

⑥ 其ノ他捕獲審査上ニ及ブ事トナルベキ事項

(一) 捕獲士官(海軍)豫備中尉河合孝道(陳述)

(二) 本官ハ船舶書類、検査シタルニ船舶國籍證書

ニ依リ汽船ベンネビスハ英國ローストバーナード街ニハ

ニ本店ヲ有スル英國法人ベンライン汽船會社所

有貨物船ニシテ敵船ナルコトヲ確認シ第一水雷隊司

令ノ命ニ依リ之ヲ令手捕セリ

⑦ 第三項、押収船舶書類目録記載、船舶書類

ヲ押収シ之ニ封緘シ、別紙目録ハ當時押収シタ

ル書類ニシテ番號ヲ記載シタル紙片ヲ貼布シタル

外ハ押収當時、係ニシテ官モ亦更シタルコトナシ
 本官ハ船内ヲ検査シタルニ通算、有價證券カ概
 表文書等ヲ奪取スルニ至ラズ
 本官ハ載貨ノ状態ヲ検査シタルニ其ノ載貨ハ英國
 海軍軍需品タル爆薬類ニシテ移動スルコトノ容易ナ
 多ク、險ナルヲ恐リ現状ヲ係ニシ直キタリ

(二) 船長 (J. D. ウイルソン三十九才) 陳述

- (一) 私ハ西曆一九四〇年九月十日ベンライン汽船會社所有船ベネビス
 船長トシテ就職シ東洋及西洋航路ニ就航シテ居リマシタ
 四ベンライン汽船會社ハ英國リースバーナード街二十八ニ本店ヲ有シ支
 店代理店ハ東、西洋諸所ニ在リマス
- (二) ベネビスハ總噸數五三五六、二四噸ノ貨物船デアリ英國海軍カ
 徵納サレテハ居リマセン
- (三) ベネビスハ故障ノ爲香港ノ船渠ホニ入渠シ修理中デアリマシタガ
 西曆一九四一年十二月四日在香港ノベンライン汽船支店ヨリ至急
 シンガポールニ向ケテ出港セヨトノ命令ヲ受ケマシタソレテ出港ノ手續ハ
 シマシタガ修理が完成シマセンデ十二月六日十前九時香港ヲ出港
 シマシタ

ホシンガポールニ向ケ航行中十二月八日午前七時頃日本海軍艦カラ停

船ノ信號旗ヲ受ケ停船サレタノデアリマス
ハ右停船ノ信號ヲ見テ私ハ本船ノ航海日誌、暗號書其他重要

書類ハ燒却ニタリ海中ニ投棄スニタリニマシタ

航海日誌其他ハ独英開戦以來独軍艦ヨリ停船又ハ砲撃手ヲ
受ケタ場合燒却投棄等處カヲセヨト英政府ヨリ訓令ニ受

ケテ居リマシタカ此ノ度日本軍艦カラ停船ヲ命セラレテ燒却投

棄シタノハ日本モ英國ニ取ツテハ敵性國デアルノテ独逸ニ做ツタノ

デアリマス

航海日誌、暗號書ノ外書類ハ独英開戦以來英政府カラ受領シ

タ諸種ノ訓令カアリマス、暗號書ハ英海軍省ヨリ又付ラ受ケテ

居タモノデ英海軍當局トノ通信ニ使用シテ居タモノデアリマス是等

ヲ投棄シタノハ勿論自國ノ秘密ヲ日本ニ知ラレナイ爲デアリ
マス

小本船ニハ後部ニ大砲二門ヲ積ンテ居リマス是ハ独英開戦後設

備シタモノデ私ガベネビスノ船長ニナツタトキハ既ニ設備シテアリマシ

タ香港出港ノ際若干ノ砲彈ヲ持ツテ居リマシタカ前記書類投

棄ノ際海中ニ投棄シテ了ヒマシタ

小本船ノ載貨ハ英海軍用品タル爆薬類三十五トデアリマス是ハ

在香港英海軍ノ寄部ヨリ在ニシカポール英海軍ノ寄部ニ送付

スルモノデ本船ハ在香港ベニライン支店ノ命ヲ積ンダデアリマスガ

同支店ハ在香港英海軍當局ノ命令ニ依ツクモノト思ヒマス

載貨ニ投棄シタモノハアリマセン

搭載大砲ノ射手其他從員ハ水夫其他ガ必要場合ニ使用ス

ルデアリマス是等ノモノハロンドン其他在界中ノ英領ニ於テニ週間位

訓練ヲ受ケテ居リマス是ハ独逸潜水艦ヲ防禦スル目的デアリマス

日本ガ英國ニ對シテ宣戰布告シタトハ全然知リマセンデシタ

(終)

右領收ス

昭和十七年二月十六日

佐世保鎮守府司令長官 谷本馬太郎 殿

佐世保捕獲審檢所長官 草子生豹一 郎

一 英國汽船「ベンネビ」号
右 英國汽船「ベンネビ」号 捕獲事件ニ付
引渡ヲ受ケ候條貴廳ニ於テ御保管相成度此段委託候也

昭和十七年二月十四日

委託書

二 號

捕獲審檢所

二八

領受



昭和十九年二月十日
大領收ス

海軍省海軍司令部長官 谷本國太郎



海軍省海軍司令部長官

海軍省海軍司令部長官

昭和十九年二月十日

海軍省海軍司令部長官 谷本國太郎

海軍省海軍司令部長官 谷本國太郎

海軍省海軍司令部長官 谷本國太郎

海軍省海軍司令部長官

海軍省海軍司令部長官



佐世保補給所

受領書

一 英國汽船「ベンネビ」

一 供進審其ノ他ノ審類一括

右 英國汽船「ベンネビ」

捕獲事件ニ付

受領候也

昭和十七年二月十四日

佐世保補給所長官

草野豹一郎

海軍省海軍司令部長官

右領收ス

昭和十七年二月十五日

海軍省海軍司令部長官 大塚

忠

海軍省 海軍部 海軍大臣 大塚 忠
 昭和十七年一月二十日
 大塚 忠

海軍省 海軍部 海軍大臣 大塚 忠

海軍省 海軍部 海軍大臣 大塚 忠
 昭和十七年一月二十日
 大塚 忠

海軍省 海軍部 海軍大臣 大塚 忠

聽取書

英國汽船「ベンネビス」號 捕獲事件ニ付昭和十七年

二月十四日佐世保市相浦港碇泊中「ベンネビス」號ニ於テ

評定官 小森 武介ニ對シ 大塚 忠

ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 大塚 忠

一 年齢ハ 三十七年

一 職業ハ 海軍一等兵曹

一 國籍ハ

一 住所ハ 海南警備府司令部附

一本官ハ本年一月二十四日海南警備府司令部ヨリ、拿捕船「ベンネビス」號ノ同航指揮官トシテ乗組シ

佐世保捕獲審檢所

佐世保軍港ニ向ケ同航スベシトノ命ヲ受ケ榆林ヲ本
 船ニ乗組シ奉ケテ二月四日午後四時榆林ヲ出奔シ
 二月六日香港ニ寄港シ二等運転士デニワノ外三等
 運転士一、二等機関士一、四等機関士一、無線通信士三、密
 習生二、機関長一ヲ上陸セシメ同日香港ヲ出奔シ
 昨二月十三日午後一時頃當地ニ参リマシタ
 一、本官カ本船ニ乗組シマシタ時ハ船舶書類モ載貨
 モ何レモアリマセマシタ
 一、右ニ申述ベマシタ様ニ本官ハ海南警備司令部
 ヲリ同航命令ヲ受取り本船ニ乗組シマシタノヲ
 本船ノ拿捕當時ノ状況ニ存ジマセマ
 一、只聞ク處ニ依レバ本船ハ昨午十二月八日未明水雷

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

艇隼カ北緯十八度東經約百十五度ノ海上(海南
 島東方ノ地矣)ニ於テ拿捕シテ相テアリマシ
 一、當時ノ拿捕士官(艇長)ノ名前ヲ存ジマセマ
 一、當時本船ハ香港ニテ船体等ノ特定修理ヲシテ
 シンガポールニ向ケ航行中デアツテ拿捕當時
 艇舟一隻ヲ曳イテ相テアリマシ
 一、本船ハ艇尾中央ニ十二口径一門、八口径高角砲一門
 艇橋兩舷ニ重機関銃各一挺ヲ備ヘ機関室
 上部兩舷ニ機関銃架台二台カアツテ機関ヲ取付
 ケテ形跡カアリマシタガ當時ハ裝備ニテ相テマ
 セマシタ
 尚本官カ乗組シマシタ時ハ特ニ彈藥ヲ搭載シテ

居リマセヌデシタ

右ハ書記之ヲ録取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

小森 貞次

佐世保捕獲審檢所書記

秋 山 海 堂

通

事

申 供 者 大 塚

忠 塚

聽取書

英國汽船「ベンネビズ」號 捕獲事件ニ付昭和十七年

二月十四日佐賀原市相浦港碇泊中「ベンネビズ」號ニ於テ

評定官 小森 武介リニ對シ 通事リ介リシ

テイ エラ、エワート ノ 爲シタル 申供 左ノ如シ

一 氏名ハ テイ、エフ、エワート

一 年齢ハ 四十三才

一 職業ハ 首務一專運輸士

一 國籍ハ 英皇

一 住所ハ 英皇スコットランド、エヂンバラ市ターネ

ル路ニ在リ

一 私一九四一年七月六日ヨリ本船ノ首務一專運輸

Handwritten text in a grid format, likely a continuation of the report or a separate document. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

転士ヲシテ扱ヒマシム

一 私人兵籍アリマセヌ

一 本船の英籍ウイリアム・トムソン・アンド・カンパニーノ所有船アリ私ト同会社トハ單ナル雇傭関係ニ過ギマセヌ

一 本船ハ支那事変前專ラロンドン・ポートサイド・ペナン・シンガポール・香港・上海・長崎・三池・門司・神戸・大坂・横濱・小樽等ノ港ニ材木・豆・石炭等ヲ搭載シ其ノ輸送ニ當リテ扱ヒマシムカ事變後ハ專ラロンドン・香港向リ往來シテ扱ヒマシム

一 本船ハ昨月十五日八日午五時頃北緯十七度

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

四分東經百十二度五十分ノ地身テ日本小型駆逐艦ニ隻ニ會捕セシマシム

一 當時本船ハ香港ヨリシンガポールニ向ケ航中テアリマシム

一 本船ハ昨午十五日(土曜日)香港ガ英政府ノ命ニ依リ約三時頃ノ火警ヲ發シシンガポールニ向ケ航中ガアリマシム

一 本船ハ平時於テ英政府ノ命ニ依リ彈藥火藥等ヲ香港・シンガポールニ向ケ輸送シテ事カアリマシム

一 本船ノ船尾ノ砲ニ門・舷側ノ機關銃ニ挺ハ私カ本船ニ乗組ニテ當時既ニ備ヘ付ケテアリマシム

佐世保捕獲審檢所

之ハ英米戦争ノ始ツク頃自衛ノ爲備ヘ付ケルモノ
デハナイカト思フ所ナリ

一 會捕當時本船ハ兵籍ノアル者一人モ乗ツテ居リ
マセズデシタ

一 尚本船ハ會捕當時マイライ、ライトト云フ艇舟一隻
ヲ曳航シテ居リマシタ

同船モ日本軍ニ會捕サレマシタ

一 會捕當時本船ハ英米々艦ヲ掲揚シテ居リマシ
タ

一 本船ハ會捕サレタ翌日海南島榆林ニ碇泊シ約ニケ
月居リマシタ其ノ時本船ノ備品等掠奪サ
レタモノト思フ所ナリ

一 搭載シテ居ル約ニケ噸ノ火薬ハ榆林ニ陸揚
シテ相クアリマシタ其ノ物然シテ事ハ知りマセ
又

一 會捕當時日本英米間ニ戦争ノ起ツル事ハ知り
マセズデシタ然レモ香港ヲ對テ居ル諸島ニ戦争
ガ起ルノ旨ハナイカト思フ所ナリ

一 和一九四〇年五月頃英米リースノ砲術学校ニ
大砲操縦法等ヲ約十日間教ハツルノミテ
軍事教練等ニ受ケテ居リマセタ

一 ウイリアム、トムソン、アンド、カンパニーハ私設ノ會
社ナリ

右ハ書記之ヲ録取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

小津武人

佐世保捕獲審檢所書記

秋ヶ川 文之

通

事

利行

利行

申

供

者

G. J. Stewart

秋平

佐世保捕獲審檢所

申請書
 申請人
 申請理由
 申請日
 申請場所
 申請内容
 申請結果
 申請手数料
 申請書
 申請人
 申請理由
 申請日
 申請場所
 申請内容
 申請結果
 申請手数料

聴取書

英國汽船「ベンネビ」捕獲事件ニ付昭和十七年

二月十四日佐世保市相浦港碇泊中「ベンネビ」於テ

評定官 小松 武介ニ對シ「通事」ヲ命ジシ

ナイ、ネイスミス ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ ナイ、ネイスミス

一 年齢ハ 二十六才

一 職業ハ 汽船一等運転手

一 國籍ハ 英國

一 住所ハ 英國スコットランド、ミッドローヂアン郡
リビンホール所リビンヂホーフ路十四

番地

二二七三六三三三三三

佐世保捕獲審核所

- 一 私一九四〇年九月十五日ヨリ本船ノ次第一等運
転士ヲ致シテ拵リマセ
- 一 私ノ兵籍ハアリマセヌ
- 一 ベンネビス強ハウイリアム・トムソン・アンド・カン
パニーノ所有船デアリマス
- 一 私トウイリアム・トムソン・アンド・カンパニート軍
ナル雇傭関係ニ過ギマセヌ
- 一 本船ノ支那事変前ロンドン・ポートサイド・ペナ
シシカポール・香港向ノ貨物輸送ニ従事シテ
拵リマシテ事変後一專ラロンドン・香港有リ
往來シテ拵リマシヌ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

東経百十二度五十分ノ地奥ヲ日本ノ小型駆逐艦
ニ隻ニ拿捕セラルマシヌ
一 當時本船ハ香港ヨリシシカポールニ向ケ航行中
デアリマシヌ

- 一 拿捕當時本船ニ載貨品アリマセヌシテカ英軍
政府ノ命ニ依リ約四十噸ノ火薬ヲ積ンテ拵リ
マシヌ
- 一 本船ハ今迄軍人ヲ輸送シテ兵器彈薬ヲ輸送
シテ事ハアリマセヌ
- 一 拿捕當時兵籍ノアル者一人モ乗リ拵リマセヌ
マシヌ
- 一 尚本船ハ拿捕當時マイライ・ライトト云フ艇舟

一隻の曳航を以て取りまじりて同船を日本海軍に
 拿捕せしむる事
 一會捕當村を船をうりて英西の旗を掲揚
 して取りまじり
 一會捕當村を以て英西の旗を掲揚し
 又我軍の起ルコトを予期して取りまじりて
 又我軍の起ルコトを予期して取りまじり

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

小津 正人

佐世保捕獲審檢所書記

秋山 文之

通

事

利行

利行

申

供

者

Sh. Yamaguchi

聽取書

英國汽船「ベンネビ」号

捕獲事件ニ付昭和十七年

二月十四日佐原市相浦港碇泊中「ベンネビ」号ニ於テ

評定官「小澤武介」ニ對シ通事「クナ」シ

エツチ「マツクハアース」ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ「エツチマツクハアース」

一 年齢ハ「四十五」

一 職業ハ「二等機関士」

一 國籍ハ「英國」

一 住所ハ「英國ミッドロスコホ市パルクベール路八十

番地

一 私「一九四一」年七月ヨリ本船ノ二等機関士ヲシテ

Blank page with faint vertical lines and ghosting of text from the reverse side.

居リマス。

一私ニ于三十年間船員ヲシテ居リ軍隊生活ノ經驗
ニアリマセヌ

一ベンネビス強ハウイリアム、トムソン、アンドカン
パニイノ所有船デアリマス。

一私ト同會社トノ關係ノ單ナル雇傭關係ニ過ギ
マセヌ

一奉船ハ奉國、シンガポール、香港、日本間ノ貨物輸
送ニ從事シテ居リマシヌ。

一奉船ハ昨午十二月八日午二時頃ハルセル諸島ノ
沖ヲ日本ノ駆逐艦ニ拿捕サレマシヌ。

一當時奉船ハ香港ヨリシンガポールニ向ケ航シ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

中デアリマシヌ。

一拿捕當時奉船ニ載貨ガアツタカ怎フカト云フ
コトハ存ジマセヌ。

一奉船ハ今迄英國軍隊ヲ輸送シタリ或ハ軍事
上ノ用ニ供サシタ事ニアリマセヌ。

一私ハ拿捕當時日英間ノ戦争ノ起ツタコトハ知り
マセヌヲシヌ。

一然シ私ハ予メ戦争ノ起ルコトヲ雜誌等ヲ讀
ンテ知ツテ居リマシヌ。

一拿捕當時奉船ニ軍人ハ一人ヲ居リマセヌヲシ
ヌ。

一私ハ奉船ニ何時大砲ヤ機關銃ヲ備ヘ付ケタカ

知リマセヌ
 之ハ英独戦争後自衛用トシテ備入付ケラシメ
 モノト思ヒマセヌ
 一 私ハ大砲ヤ機関銃ノ操縦法ハ知リマセヌ



右ハ書記之ヲ録取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

小森武介

佐世保捕獲審檢所書記

秋年 亥

通

事

利行



申

供

者

H. McPherson.

聽 取 書

英皇汽船「ベンネビス」船 捕獲事件ニ付昭和十七年

二月十四日佐世保市相浦港碇泊中「ベンネビス」船ニ於テ

評定官 小森 武介ニ對シ通事多クケリシ

「ダブリユー」カードナー ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ「ダブリユー」カードナー

一 年齢ハニナ六ケケ

一 職業ハ三等機関士

一 國籍ハ英皇

一 住所ハ英皇スコットランドウエストローゼン郡ケル

タリントン所アリルモンサイフ三番地

一 私一九四二年七月一日ヨリ本船ノ三等機関士

二二一トニニニニニ

<p>之ニ對シ...</p>	<p>申...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>	<p>...</p>
----------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

佐世保捕獲審檢所

シテ拾りたる

一私兵籍アリマセ

一ベンネビス舞ハウイリアム・トムソン・アンド・カン

パニーノ社有船アリマ

一私ト同社トノ関係ハ單々ハ産備関係ニ過キマ
セ

一私船ハ本島シニカホール香港日本向ノ貨物輸

送ニ從事シテ拾りマシ

一私船ハ昨月十五日午余七時始バルセン

急沖合ニ日本巡邏艦ニ會捕サシマシ

一當時私船ハ香港ヨリシニカホールニ向ケ航

水中ニアリマシ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

一會捕當時私船ニ載貨カアワシク急ニツカ洋シイ
事ニ知リマシカ少シ洋ノ火藥ガアリ
マシ

一私船ハ今迄英軍ニ軍用セシムル一或一軍
事用ニ供セシムルアリマシ

一會捕當時私船ニ乗ル一ノ人ヲ拾りマシ
シ

一私ハ今迄軍隊教育ヲ受ケル事ニ急ク大砲ヤ
機關銃ノ操縦方格ニ知リマシ

一私ハ何れ私船ニ大砲ヤ機關銃ヲ備ヘ付ケ
シカ知リマシ

一私ハ日英會戰時一 起ル事一會捕當時知

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

小島 武夫 (Seal)

佐世保捕獲審檢所書記

秋平 実 (Seal)

通事

利行 (Seal)

申供者

Wm Gardner

リマニケイゴ

秋平 (Seal)

日本標準規格B列五號

Vertical columns of faint handwritten Japanese text, likely an official document or report, with some characters like '申請' (Application) and '届' (Receipt) visible.

聴取書

ベンネビス號

捕獲事件ニ付昭和十七年

二月二十八日在左世係市相浦港碇泊中ノヤヤハラ號ニ於テ

評定官 小 榊 武 介ニ對シ 通シテ 査ヒテ

ガイテイ、ウイルソンノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハガイテイウイルソン

一 年齢ハ三十九年

一 職業ハ船長

一 國籍ハ英國

一 住所ハ英國スコットランドダンデイ市ダンファイルト

近フレテリック街五六番地

一 船ハ在る四十一年九月十日ウイリアムトムソンアランド

カンパニーノ船長トシテ傭ハレ其ノ後汽船ベンネビ
ス號ニ乗廻リテ居リマス

一 ウイリアム・トムソンアンドカンパニーハ英国籍ノ會社
テ船業ヲ主タル業務トシ其ノ本店ハ英京スコツ
トランドリース市ベルナルド街二十八番地ニアリマス
一 本船ハウイリアム・トムソンアンドカンパニーノ所有船テ其ノ

(1) 船籍ハ英京

(2) 船種ハ貨物船

(3) 定繫港ハ英京リース市

(4) 總噸數ハ五万三千五百十六噸

登陸噸數ハ三千二百四十七噸

建造年月日場所ハ十九年英京ストップポ市

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

テアリマス

一 本船ハ從來倫敦橫濱間ノ貨物輸送ニ従リテ
居リマシタカ支那ノ後後航路カ復反サレ香港
倫敦間ノ貨物輸送ニ従リテ居リマシタ

一 本船ハ昨年十二月八日午前七時頃パラセル諸島北方
ヲ航中ノ本ノ小型駆逐艦ニ隻ヨリ電波ヲ送
ラスニ追隨シ來ルヘシトノ命ヲ受ケ何故カト云
シタル処拿捕スル爲メト答ヘテ奔リマシタノテ其
ノ後追隨シテヨキマシタ

本船ノ拿捕當時ノ

(1) 地點ハ北緯十七度四十分 東經十二度五十分

(2) 方向ハ新嘉坡

- (3) 發航ノ年月日ハ昨年十二月六日
- (4) 發航港ハ香港
- (5) 用途ハ新嘉坡ニテ貨物ヲ搭載スル為
- (6) 出港命令ヲ出スル者ハスイリアム・トムソン・アンド
カンパニー香港支店

テアリマス

一本船ノ拿捕當時貨物ヲ積ンテ居リマシタカ其ノ

- 1) 品名ハ火藥類
- 2) 數量ハ約四十噸
- 3) 荷送人ハ在香港英海軍軍需部長
- 4) 荷受人ハ在新嘉坡英海軍軍需部長
- 5) 積荷港ハ香港

テアリマスカ其ノ詳細ハ本船ノ船荷證券ヲ見テ載
ケルホルトト思ヒマス

一本船ハ今迄英海軍ニ徵用セラレタリマシタカ其ノ
英海政府ノ命ニ依リ倫敦ヨリ新嘉坡、香港ニ
彈藥飛込板、部分品ヲ輸送シタリマシマス
一本船ニハ船尾ニ砲二門、舷側ニ機關銃ニ挺ヲ裝備
シテ居リマスカ内砲二門ハ船カ本船ノ船長トシテ
乗組ニタ時既ニ裝備シテ在リマシタ 聞ク所ニ依リハ
之ハ独英戦争ノ初マツタ頃裝備シタモノトシテ
アリマス、機關銃ニ挺ハ子方約四十年前十二月頃英
西ニユウカスル市テ裝備シタモノテアリマス 之ハ独
英戦争ニ對スル防空自衛トシ、兵器テアリマス

一 船の兵籍ハアリマセヌ
 一 本船ニハ五十八名ノ船員カ居リ内ニ十名ハ英人ニ
 十八名ハ支那人テ兵籍ノアルモノハ一人モ居リマセヌ
 然レ何レモ約ニ週百枚嘉坡者港ホテ寄リテ訓練
 ヲ受ケマシタ
 一 本船ノ船員書類中
 (1) 船員兵籍証書
 (2) 官用航海日誌
 (3) 健康証書
 (4) 船荷証書
 (5) 載貨目録
 (6) 出港証書
 (7) ロイドレガスター登録報告書
 (8) 無電安全証書
 (9) 船員名簿及契約書
 (10) 満載吃水証書
 ハ昨年十二月十日海南島ニ到着致シマシタ時ニ日本
 海軍ニ提出致シマシタ
 其ノ他ノ船舶書類及英海軍當局ヨリノ訓令ハ總
 テ拿捕當時海中ニ投棄致シマシタ 然レ載貨テ
 投棄シタモノハアリマセヌ
 一 本船ハ英海軍ニ徵備サレテ居リマセヌ 又特設艦
 艇ニモ編入サレテ居リマセヌ
 只今モ英政府當局ヨリ高船トシテノ取扱ヲ受ケテ

左世果捕獲船隻

一 船の兵籍ハアリマセヌ
 一 本船ニハ五十八名ノ船員カ居リ内ニ十名ハ英人ニ
 十八名ハ支那人テ兵籍ノアルモノハ一人モ居リマセヌ
 然レ何レモ約ニ週百枚嘉坡者港ホテ寄リテ訓練
 ヲ受ケマシタ
 一 本船ノ船員書類中
 (1) 船員兵籍証書
 (2) 官用航海日誌
 (3) 健康証書
 (4) 船荷証書
 (5) 載貨目録
 (6) 出港証書

右世果捕獲船隻

居リマス

一 拿捕高野本船の船員マイテイライト號ヲ曳航シテ居リマシタ其ノ

(1) 船籍ハ英西

(2) 定繋港ハ上海

(3) 船主ハモローラインリミテッド

(4) 建造年月ハ不詳

(5) 建造場所ハ上海

(6) 船長ハワンレインテイント呼フ支那人

(7) 總噸數ハ四百二十五噸

テ船長ハ拿捕高野船内ニ居リマシタカ只今海南島ノ日本海軍ニ抑留サレテ居ン答テアリマス

一 本船カマイテイライト號ヲ曳航スルニ至リマシタ理由ハ昨年十二月六日香港ヲ出発スルトキマイテイライト號ヲ曳航シ新嘉坡ニ向フレトノ英西海軍當局ヨリ命ニ依リ曳航シテ居タリマシマス本船ハマイテイライト號ヲ護送スル為ニ曳航シテ居リマシタ又

テレタ

一 モローラインリミテッドハ英西籍ノ會社テアリマス
一 ウイリアムトムソンアンドカンパニーハ又ベンラインステーマスリミテッドトモ稱シマス官廳登記ハベンラインステーマスリミテッドニ登記シテ居リマス

一 船の拿捕サレタ島津日英百ニ戦争ノ起ツタリテ知
リマセメテレタ

於茲評定官ハ海南警備府参謀長ヨリ送付アリタル
ベンネビス號船舶書類包ヲ令船長ガイテイウイルソ
ノ面於テ開封シ在申ノ

- | | | |
|-----|----------|----|
| (1) | 玉籍証書 | 考通 |
| (2) | 官用航海日誌 | 考冊 |
| (3) | 船員名簿及契約書 | 考冊 |
| (3) | 船員名簿及契約書 | 考冊 |
| (4) | 健康証書 | 考通 |
| (5) | 船荷証券 | ハ美 |
| (6) | 載貨目録 | ハ美 |

- | | | |
|------|------------|-----|
| (7) | 出港証書 | 考美 |
| (8) | 船舶検査証書 | ハ美 |
| (9) | 無線電信許可書 | 考美 |
| (10) | 無線函載吃水証許可書 | 考美 |
| (11) | 郵便物目録 | 試美 |
| (12) | 消耗品目録 | 拾考美 |

ヲ示レ右書類カベンネビス號ノ船舶書類ニ相違ナキ
ヤ否ヲ尋ネタルニ令人ノ相違ナキ旨答ヘタリ

於茲評定官ハ海南警備府参謀長ヨリ送付アリタル
ベンネビス號拿捕ノ際令船長カ曳航シ居タル船員マイ
テイライト號船舶書類包ヲガイテイウイルソノ面
於テ開封シ在申ノ

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

小森 貞次

杉 永 貞

通 事

申 供 者

Dr. H. M. Brown

利行

利行

(1) 函籍証書
考通
(2) 掛鼠証書
考通
ヲ示シ右書類カマイテイ・ライト號、船舶書類ニ相
違ナキヤ否ヲ尋ネタルニ合人ハ相違ナキ旨答ヘタリ



佐世保捕獲審檢所檢察官

御中

調査書

第三五九号

佐捕乙第二三〇

英由汽船ベンネビス号 捕獲事件ニ付事實ノ調査ヲ
 了ヘタルヲ以テ之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部
 隊指揮官ノ供述書十共ニ別冊記録ニ編綴致置候條
 供述書ノ附屬書類相添ヘ別冊記録及送付候

昭和十七年四月廿七日

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官

小森 定


Handwritten text in vertical columns, including a signature and official stamps. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

長官

乙第二九二號

意見書

英國汽船
ベンネビス號

本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ニシテ其ノ載貨ハ敵貨ナルト明ナルヲ以テ其ニ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也

昭和十七年 四月廿四日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

檢察官

徳永榮吉
立崎英

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官 小森武介 殿

佐世保捕獲審檢所
意見書
英國汽船
ベンネビス號
本件事案ヲ精査致候處右ハ敵船ニシテ其ノ載貨ハ敵貨ナルト明ナルヲ以テ其ニ捕獲ストノ檢定可相成モノト思料候也
昭和十七年 四月廿四日
佐世保捕獲審檢所
檢察官
徳永榮吉
立崎英

昭和十七年六月三日官報並ニ「ジヤパンタイムス」ニ公告掲載

本件船舶及搭載物件**火薬類**ハ昭和十六年十二月八日ハラセル諸島北
方ニ於テ帝國海軍ノ爲拿捕セラレ當處ニ於テ審檢ヲ爲スニ依リ利害
關係人ハ公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ當處ニ訴
願マルコトヲ得
右公告ス

記

昭和十七年五月二十五日

佐世保捕獲審檢所

本件ニ付昭和十七年五月二十五日佐捕乙第三九〇號ヲ以テ内閣印刷局
官報部官報係並ニ「ジヤパンタイムス」社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ
囑託シタリ

注

空騎長

三ノみ子
小宮南村定雄

官

意見書

イ 恩林宛書

昭和十七年五月二十五日

官

官

官

官

申請書

捕獲事件第三五九號 (贓貨共)

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也

昭和十七年七月二十九日

佐世保捕獲審檢所檢察官

小野敬直



佐世保捕獲審檢所長官 草野豹一郎殿

佐世保捕獲審檢所

本件確定書牘本ハ昭和十七年八月一日當廳検査官ニ
送付シタリ

昭和十七年八月一日

佐世保種番検査所

警記山下久

志



報告書

第三五九號

本件ニ付昭和十七年九月四日佐捕乙第六八九號ヲ以テ内閣印刷局官報部官報係ニ檢定竝ニ該檢定ハ昭和十七年八月二十二日確定シタル旨掲載方囑託ヲ爲シタリ

昭和十七年九月四日

佐世保捕獲審檢所

昭和十七年九月十二日官報掲載

昭和十七年九月十二日官辨証書

世 世 世 世 世 世 世 世 世 世

昭和十七年九月四日

本件ニ付昭和十七年九月四日官辨証書第六八八號ニ以テ内閣府
風官辨証書官辨証ニ於テ官辨証ニ關シテ昭和十七年八月二十二日
官辨証書官辨証ニ關シテ官辨証ニ關シテ官辨証ニ關シテ官辨証ニ關シテ

昭和十七年九月

佐捕甲第五五號



英國汽船ベンネビス號及其ノ搭載物件
別紙檢定書ノ通捕獲ト檢定相成確定候條捕獲
審檢令第二十九條ニ依リ貴廳衙ニ於テ保管ノ
儘執行トシテ及引渡候

昭和十七年九月十四日

佐世保捕獲審檢所

檢察官 德永 榮 吉

佐世保鎮守府司令長官 谷本馬太郎殿

調査ノ結果ノ要領

一、船名 ベンネスベス號 一、船種 種化貝物船 一、船籍港 英國

一、總噸數 五、五、五、六噸 一、純重 登簿噸數 三、二、四、一噸八

一、船長 長 氏名 ゲイ・ライ・ワイルソン

(B) 住所 英國 ダンデイ市ダンフイルト区フレリントン街五十六番地

(C) 國籍 英國

一、所有者 (A) 氏名 (又ハ會社名)

ベン・ライン・スライマアス・リミテッド

(D) 住所 (又ハ本店所在地)

本店所在地 英國 リース市 ヘルナルド街 二十八番地

(E) 國籍 英國

一、揚揚ノ權利アル國旗 英國旗

一、備船者 (A) 氏名 (會社名)

(B) 住所 (又ハ本店所在地)

(C) 國籍

一、搭載物件

火藥類

三十八噸

香港

の積荷港

の積荷人

の積荷人

在香港英國海軍軍需廠長

在新加坡英國海軍軍需廠長

以上詳細搭載物件の詳細は船荷證書に記載あり

一、武裝兵器

上甲板後部、八釐高角砲一、及十釐砲一

船橋向舷、重機銃九一

一、拿捕の日時場所は昭和十七年十月五日午前九時頃、ハラール島北方（北緯十七度四分、東経七十五度五十分）
（回）拿捕者第一水雷隊集水雷艇隊兼組長官海軍豫備中尉河合孝道

受領書

（事件第三五九號）

英國汽船ベンネビス號及其ノ搭載物件

右海軍事件規定確定ノ上執行トシテ引渡ニ付機定書ノ謄本ト共ニ受領書候

昭和十七年十月五
日

海軍省兵備局長保科善

佐世保補綴室御所

檢察官 徳永榮吉殿

一、搭載物件

火薬類

三十八噸

の積荷港

香港

の積荷人

在香港英國海軍軍需廠長

の積荷人

在新加坡英國海軍軍需廠長

以上二種搭載物件、詳細に船荷證書に記載あり

一、武裝兵器

上甲板後部に八匁高角砲一及十匁砲一

船橋の向舷に重機銃一

一、拿捕の日時場所 昭和十七年十月五日午前時頃、ハラール島北方(北緯十七度四分、東経七十五度五十分)にて、(回)拿捕者 第一水雷隊 兼水雷艇隊 兼組長 吉野海軍豫備中尉 河合孝道

受領書

(事件第三五九號)

英國汽船ベンネビス號及其搭載物件

右種物件檢定積定ノ上執行トシテ引渡ニ付檢定書ノ謄本ト共ニ受領致候

昭和十七年十月五^日日

海軍省兵備局長 保科善三



佐世保補遺善檢所

檢察官 徳永榮吉 殿

海軍

西遊記 卷之三

西遊記 卷之三

孫悟空

西遊記 卷之三

孫悟空

孫悟空 西遊記 卷之三

孫悟空 西遊記 卷之三

(孫悟空)